

福島県における復興特区税制の概要

令和3年4月1日
認定

計画	福島第131号計画(ふくしま産業復興投資促進特区)	福島第132号計画(ふくしま観光復興促進特区)	
目的	産業復興・企業立地促進、農林水産業の再生	観光関連産業の集積、観光客の集客	
申請	<p>県・県内15市町村(※1)の共同申請</p> <p>※1…いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村</p>	<p>県・県内8市町村(※2)の共同申請</p> <p>※2…相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、川内村、新地町</p>	
課税の特例	<p>I 設備投資に係る特別償却等【法第37条】</p> <p>II 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除【法第38条】</p> <p>III 新規立地促進税制(再投資等準備金積立額の損金算入、再投資等した場合の特別償却)【法第40条】</p> <p>IV 開発研究用資産に係る特別償却等【法第39条】</p> <p>V 地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税)の課税免除又は不均一課税 (※I、III、IVの指定を受けた場合)</p> <p>※I～IIIは選択適用</p>		
対象業種	<p><製造業関係></p> <p>① 輸送用機械関連産業</p> <p>② 電子機械関連産業</p> <p>③ 情報通信関連産業</p> <p>④ 医療関連産業</p> <p>⑤ エネルギー関連産業</p> <p>⑥ 食品・飲料関連産業</p> <p>⑦ 環境・リサイクル関連産業</p> <p>⑧ 地域資源活用型産業(林業関係除く)</p> <p>⑪ 製造業等施設整備事業</p> <p>(①～⑧に係る建築物の建築及び賃貸事業)</p>	<p><農林水産業関係></p> <p>⑧ 地域資源活用型産業(林業関係)</p> <p>⑨ 農業関連産業</p> <p>⑩ 水産関連産業</p>	<p><観光関連産業関係></p> <p>1「歴史・文化・体験」、2「ふくしまの花に代表される自然」、3「温泉」、4「娯楽業(アクティビティ)」という4つのカテゴリーを設定し、それらの地域資源を活用する取組を行う事業者が対象</p> <p>対象業種は宿泊業、飲食店、飲食料品小売業、娯楽業など36業種</p>
集積区域	対象業種の集積を図る区域として、県内15市町村の工業団地など11, 045ヶ所を「特定復興産業集積区域」に設定	主に農地や国有林等を除いた山林、漁港周辺など79, 014ヶ所を「特定復興産業集積区域」に設定	観光資源を活用した観光関連産業が集積する区域として、16, 259ヶ所を「特定復興産業集積区域」に設定
その他	従来の福島第2号計画及び第55号計画の対象区域で、令和3年度税制改正により復興特区税制の対象外となる区域については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度までに予定していた設備投資が遅れた場合において、一定の要件を満たす場合、従前の特例措置を適用できるよう令和5年度末までの経過措置を設けている。		
担当	商工労働部 企業立地課 (TEL 024-521-7280)	農林水産部 農林企画課 (TEL 024-521-8027)	観光交流局 観光交流課 (TEL 024-521-7128)